

東京カード法人会員規約（個人システム型法人会員用）

新旧対比表

現 行	改定後（2023年4月改定）
第 15 条（費用の負担） 使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。	第 1 5 条（費用の負担） 1．使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。 2．使用者が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を使用者は負担するものとします。
第 21 条（期限の利益の喪失） 2．本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 19 条第 1 項の規定（ただし、第 19 条第 1 項第 8 号または第 9 号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払い およびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。	第 2 1 条（期限の利益の喪失） 2．本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 1 9 条第 1 項の規定（ただし、第 1 9 条第 1 項第 8 号または第 9 号または第 1 9 条第 2 項第 2 号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
第 36 条（リボルビング払い） 2．本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5 千円、または、1 万円以上 1 万円単位、ゴールドカードの場合は 1 万円以上 1 万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または、当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。	第 3 6 条（リボルビング払い） 2．本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5 千円、または、1 万円以上 1 万円単位。ゴールドカードの場合は 1 万円以上 1 万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または、当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。
第 40 条（支払停止の抗弁） 1．使用者は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること	第 4 0 条（支払停止の抗弁） 1．使用者は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと ② 商品等に破損、汚損、欠陥、その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
<ご相談窓口> 2． 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。	<ご相談窓口> 2． 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。
(2022 年 6 月改定)	(2023年4月改定)

マイ・ペイすリボ会員特約

第 2 条（カード利用代金の支払区分） 2．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第 3 6 条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。	第 2 条（カード利用代金の支払区分） 2．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第 3 6 条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。
第 5 条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。	第 5 条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。
(2018年10月改定)	(2023年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 1．使用者または使用者の予定者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。（略） ① 申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、および当社届出番号の現在、および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） ② 使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）（略） 2．使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。（略） ⑤ 当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る） ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。 3．使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第 1 項の①から⑦の個人情報を法人会員に提供することに同意します。	第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 1．使用者または使用者の予定者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。（略） ①申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） ② 使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）（略） ⑧会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等 ⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む） 2．使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することに同意します。（略） ⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）（略） 3．使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。 4．使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。
個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律第 2 3 条第 5 項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。
(2022年6月改定)	(2023年4月改定)